

令和 7 年度放射線健康管理・健康不安対策事業
(放射線の健康影響に係る研究調査事業) 委託業務に係る提案書審査委員会設置要綱

1 目的

本委託業務の適正な契約に資するため、競争参加者から提出された提案書の審査を行うことを目的として、「令和 7 年度放射線健康管理・健康不安対策事業（放射線の健康影響に係る研究調査事業）委託業務に係る提案書審査委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の事務

委員会は、競争参加者から提出された提案書を「令和 7 年度放射線健康管理・健康不安対策事業（放射線の健康影響に係る研究調査事業）委託業務に係る提案書作成・審査要領」に基づき、審査する。

3 委員会の構成

委員会の構成は、次のとおりとする。

委員長	環境保健部放射線健康管理担当参事官	海老名 英治
委員	環境保健部放射線健康管理担当参事官室 参事官補佐（総括）	望月 武
委員	環境保健部放射線健康管理担当参事官室 参事官補佐（放射線健康不安対策担当）	田村 正志
委員	環境保健部放射線健康管理担当参事官室 参事官補佐（健康調査担当）	佐々木 広視
委員	環境保健部放射線健康管理担当参事官室 公衆被ばく線量把握第一係長	岩本 美鶴

4 委員会の開催

- (1) 委員長は、2 の事務を行うために必要があるときに委員会を招集する。
- (2) 委員長及び委員は、出席が困難な場合は、同じ課（室）の者を代理として出席させることができる。なお、状況によっては外部の有識者を代理として出席させることができる。
- (3) 委員長は、必要に応じて外部有識者等を委員として出席させることができる。

5 委員会の議事

委員会の議事は、委員会で審議を行い、審議結果を踏まえた委員長決定をもって、委員会決定とする。

6 委員会の事務局

委員会の円滑な運営を支援するため、大臣官房環境保健部放射線健康管理担当参事官室に事務局を置く。

7 委任

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 2 月 20 日から施行する。